

嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託 プロポーザル実施要領

本実施要領は、嬉野市フロントヤード改革推進支援業務(以下「本業務」という。)を委託する事業者を選定するための企画提案について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

1 業務概要

(1) 業務の目的

令和5年11月に改訂された「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画【第2.1版】」において、自治体に取り組むべき重点取組事項の一つとして、「書かないワンストップ窓口」など、住民と行政との接点(フロントヤード)の改革が掲げられている。そのような背景を踏まえ、本市においても、自らが担う行政サービスにおいてデジタル技術を積極的に活用し、フロントヤードの業務改善という切り口から住民サービスの利便性の更なる向上に加え、行政事務の効率化、サービスの高度化による新たな価値の創造を促すデジタル・トランスフォーメーションを推進していくことが重要と考えている。

また本市は令和8年に新庁舎整備を予定しており、新庁舎の在り方について検討を行っている。特に窓口サービスを中心としたフロントヤードを最適化することは、市民にとって便利で利用しやすく質の高いサービスの提供に向けて、重要な要素であると考えられる。

そこで本業務は、窓口業務のデジタル化により解決すべき課題等を洗い出し、「フロントヤード改革実行計画」を策定の上、今後の本市におけるフロントヤードの改善及び庁内の業務改革を計画的に推進していくための支援を行うことを目的とする。

(2) 業務内容

別紙「嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限額(消費税及び地方消費税含む)

13,000千円

2 参加資格

- (1) 本業務を遂行するにあたり、十分な知識及び技術、体制を有すること。
- (2) 令和6年4月1日を基準日として、直近5年以内に地方公共団体において窓口DX業務に関するBPR支援業務又はそれに類する業務の実施実績を有していること。
- (3) 嬉野市一般競争(指名競争)参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない場合は、参加申込書提出前までに登録手続きが完了していること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)により、更生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)により、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (7) 本市から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施スケジュール

内容	期間等
公募開始	令和6年6月25日（火）
仕様書等に関する質問表提出期限	令和6年7月3日（水）17時
質問に対する回答	令和6年7月8日（月）
参加申込書の提出期限	令和6年7月10日（水）17時
企画提案書等の提出期限	令和6年7月22日（月）17時
プレゼンテーション	令和6年7月下旬
審査結果の通知及び公表	令和6年7月下旬

4 参加申込書の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月10日（水）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出書類 参加申込書（様式1）
- (4) その他 参加申込書の提出後、プロポーザルの参加を辞退する場合には、辞退届（様式3）を提出すること。

5 質問の受付

- (1) 受付期間 令和6年6月25日（火）から令和6年7月3日（水）17時（必着）まで
- (2) 提出方法 仕様書等に関する質問表（様式2）により、電子メール、FAX、郵送又は持参
- (3) 回答 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、嬉野市ホームページに令和6年7月8日（月）までに掲載する。

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月22日（月）17時（必着）
- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出物及び提出部数
 - ア 業務内容に関する企画提案書（任意様式）8部
 - イ 会社概要及び過去の類似事業の実績の提示（任意様式）8部
 - ウ 見積書（任意様式）1部
- (4) 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載すること。企画提案書の必須記載項目は以下のとおりとする。

 - ア 業務遂行にかかる人員配置・責任者
 - イ 業務実施工程表
 - ウ 業務目的に合致した効果を期待できる実施内容

7 評価基準・審査方法

本プロポーザルの審査は、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会において公平かつ客観的に審査を行い、提案内容の総評価点が6割以上かつ最も高い事業者を受託候補者として選定する。なお、総評価点が同点の場合、嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託についての公募型プロポーザ

ル評価方法（別紙1）（以下「評価方法」という。）における、評価項目（1.内容・企画）が最も高いものを選定する。

(1) 評価基準について

評価方法のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時及び開催場所 令和6年7月下旬、於：嬉野市役所 塩田庁舎

※開催日時等は、後日調整の上、参加申込書を提出した者全員に対して連絡する。

イ 提案者出席者数 3名以内

ウ プレゼンテーションに要する時間

30分（説明20分、質疑応答10分）程度とする。

エ 注意事項

- ・提案者は、提出した書類に基づきプレゼンテーションを行う。
- ・企画提案書以外の追加提案・追加資料の使用は認めない。
- ・プレゼンテーションに要するパソコン、モニターは市が準備する。ただし、パソコンについては提案者の持ち込みも可とする。

(3) 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、失格となることがある。

ア 「2 参加資格」を満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽又は重大な不備があった場合

ウ 契約の履行が困難と認められるに至った場合

エ 提案者が個別に審査委員と接触をもつなど、審査の公平性を害する行為があった場合

オ 見積額が委託上限額を超過している場合

カ その他審査で、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合

8 審査結果の通知及び公表

受託候補者の選定後、参加者全員に審査結果を通知する。また、受託候補者のみ市ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

9 契約事項

選定された受託候補者は、市と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が整った場合に委託契約を締結する。

(1) 契約事項に関する規則

嬉野市財務規則に基づく。

(2) 契約保証金

嬉野市財務規則第107条に基づき、実績により判断する。

10 添付書類

(1) 嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託仕様書

(2) 嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託プロポーザル実施要領

(3) 嬉野市フロントヤード改革推進支援業務委託についての公募型プロポーザル評価方法（別紙1）

(4) 参加申込書（様式1）

(5) 仕様書等に関する質問表（様式2）

(6) 辞退届 (様式 3)

11 その他

(1) 費用負担

本実施要項に基づく全ての手続きに関しては、提案者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 提案書について

ア 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効にするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 提出された提案書等は、返却しない。

ウ 提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、嬉野市情報公開条例に基づき公開する場合には使用することがある。

12 問い合わせ先

嬉野市 総合戦略推進部 広報・広聴課 DX 推進室

〒849-1492 嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地

TEL:0954-66-9115 FAX0954-66-3119

メールアドレス: info@city.ureshino.lg.jp